

小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (収入超過者の認定)</p> <p>第6条 市長は、毎年度、入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第9条において準用する三田市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年三田市条例第32号。以下「市営住宅条例」という。)第14条第3項の規定により認定した収入の額が、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(1) <u>公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第6条第4項各号に定める場合</u> 139,000円</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (収入超過者の認定)</p> <p>第6条 市長は、毎年度、入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第9条において準用する三田市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年三田市条例第32号。以下「市営住宅条例」という。)第14条第3項の規定により認定した収入の額が、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(1) <u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令第6条第4項各号に定める場合</u> 139,000円</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) その者の収入が入居の申込みをした日においてア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の<u>公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)</u>第6条第4項に規定する場合 <u>政令第6条第5項第1号</u>に規定する金額</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは^{じん}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住して</p>	<p>第1条～第5条 省略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) その者の収入が入居の申込みをした日においてア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の<u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令(以下この号において「旧政令」という。)</u>第6条第4項に規定する場合 <u>旧政令第6条第5項第1号</u>に規定する金額</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは^{じん}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住して</p>

いた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 政令第 6 条 第 5 項第 2 号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 政令第 6 条 第 5 項第 3 号に規定する金額

(4)～(6) 省略

第 7 条～第 14 条 省略

(家賃の算出)

第 15 条 市営住宅の毎月の家賃は、政令第 2 条 第 2 項に規定する家賃算定基礎額に別表第 1 応益係数の欄に掲げる数値を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該額が第 3 項に規定する近傍同種の住宅の家賃(第 4 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2～4 省略

以下省略

いた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 旧政令第 6 条 第 5 項第 2 号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧政令第 6 条 第 5 項第 3 号に規定する金額

(4)～(6) 省略

第 7 条～第 14 条 省略

(家賃の算出)

第 15 条 市営住宅の毎月の家賃は、公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号。以下「政令」という。) 第 2 条第 2 項に規定する家賃算定基礎額に別表第 1 応益係数の欄に掲げる数値を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該額が第 3 項に規定する近傍同種の住宅の家賃(第 4 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2～4 省略

以下省略